

報 告 書

講 座 名	令和5年度かながわ自治体の国際政策研究会 研修会		
日 時	令和5年11月14日(火) 14:00~15:40	方 法	オンライン
主 催 者	かながわ自治体の国際政策研究会	出席者	県内自治体職員及び国際交流協会等職員 35名

【目的】

「外国につながる子ども」とはそもそも何か、神奈川県での現状や他自治体での支援の事例等、基本的な情報を踏まえ、現状把握・課題・対処（手始めに窓口でできること）等を各自治体及び取組みに落とし込み考える機会とする。

【内容】

(1) 開会挨拶

藤木事務局長（神奈川県国際課外国籍県民支援GL）より挨拶。

(2) 講演

講 師：榎井 縁 氏

（一財）自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザー

（大阪大学大学院人間科学研究科 特任教授/

（公財）とよなか国際交流協会 理事/NPO 法人 IKUNO 多文化ふらっと代表理事）

テーマ：外国につながる子どもをとりまく状況と取組み・学習支援について

◆講義内容◆（要点抜粋）

- ①国の施策状況と今後増加が予想される子どもの種類、②統計からみた神奈川県の現状、③外国人につながるのある子どもの今後 について、大きく3つに分けて講演

① 国の施策状況と今後増加が予想される子どもの種類

- ・「(外国人の受け入れにおいて) 外国人の子どもが日本で生まれ育ち、成長し社会に出、社会の一員になる」という視点がなかったことが、国の問題点
- ・2019年4月入管法・法務省設置法改定
外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）で、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」が加えられ、それまで「外国人は受け入れる。が、移民ではない」という姿勢から「社会の一員になる」という視点へ転換
- ・雇用されている外国人の働く業界において、教育・学習支援事業等のいわゆるホワイトカラーは1割に満たない。今後、特定技能2号の分野が拡大されるに伴い、家族呼び寄せが可能となるため、不安定な労働現場で働く親の元で生活する子どもたちが増えていく可能性がある

② 統計からみた神奈川県の現状

- ・日本語指導が必要な児童生徒数は約10年間で1.8倍増。愛知県に次いで神奈川県は7,298人。他に比べ施策は進んでいるかもしれないが、全国的にはまだ十分ではない。「教育というテーマに中長期的視野がない」ことが課題

③ 外国人につながるのある子どもの今後について

- ・在留資格が「家族滞在」の子供たちが増加していくことが見込まれる。親の不安定な在留資格や、経済状況等で子どもの教育に関心を向ける余裕がない、不就学やヤングケアラーの問題、高校卒業後の進路等、様々な課題がある。
- ・十分なサービスが受給できない、権利の主体としての意識がない、申し出性等、教育行政・福祉行政の限界等があり、それらが「自己責任」としてみられてしまう。
- ・豊中市での支援の事例等

(3) グループワーク

6グループに分かれ、次のテーマについて、意見交換を実施した。

- ・自身の自治体の課題または（講義を通して）一番印象に残った現状課題について
- ・その現状課題に対して、参加者の自治体での取組事例
（なければ）今回の講義から「行政のできること」としてヒントは見つかったか

◆グループワーク発表◆（一部抜粋）

- ・現状課題を話し合う中で、「制度はあるけどお金がかかる」「国際教室について」「日本語初心者への情報提供」等、どの自治体もある共通の課題が上がった。これといった解決策には行きついてないが、真摯に課題に向き合っていくことが大切だと感じた。
- ・「日本語0話者」の子どもが増えたという実感がある。日本語指導員を配置したり、母語が話せる指導員の配置等したりしているが、現状すべてカバーできていない。行政ができるところで、零れ落ちているところを常々考えている。
- ・講義の中の「将来の担い手として」というキーワードが印象的だった。

(4) 参加者の感想（アンケートより一部抜粋）

- ・講演では詳細なデータが示され、説明もわかりやすく勉強になりました。とくに外国につながる子どもの支援にあたっては、中長期的な視点を持って取り組むことが必要だということのを再認識しました。
- ・外国につながる児童生徒の現況がわかり、業務を行う際に背景をイメージしやすくなった。
- ・講師の先生のご説明、お話がとても分かりやすく聞きやすかったです。国全体（政府）として、対策が遅れている日本独特の島国体質なども大きく影響している印象を受けました（課題だらけ）

(以上)

外国につながる子どもをとりまく状況と 取り組み・学習支援について

大阪大学
榎井 縁

本日のお話

- ①2019年以降の政策の変化
- ②外国人の子どもの統計（全国・神奈川）
- ③外国人の子どもへの地域社会での対応

①2019年以降の政策の変化

移民を受け入れない
けれども
実質の“移民”がいる

この政策の変化に伴い
どのような子どもたちが増えていくのか。。

2019年4月 入管法・法務省設置法改定

それまで、資格外活動や国際協力で賄っていた単純労働についてあらたに受け入れる仕組みを設定。それに備えて、外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議が「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を決定した。

外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議 2018年7月～

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受け入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を開催する。

- ・ 議長：内閣官房長官 法務大臣
- ・ 構成員：経済再生担当大臣 デジタル田園都市国家構想担当大臣 内閣府特命担当大臣(金融) 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 内閣府特命担当大臣(少子化対策) 内閣府特命担当大臣(防災) 内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略) 内閣府特命担当大臣(地方創生) 国家公安委員会委員長
デジタル大臣 総務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
国土交通大臣 環境大臣

「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」

「特定技能」創設を踏まえ受け入れ環境を整備する。毎年改訂を重ね内容の充実を図る。短期的課題へ対応。

2018年12月25日：**2019年度 211億円** (126施策)

2019年6月18日 「の充実について」

2019年12月20日 (改訂)

2020年7月14日 (令和2年度改訂)

2021年6月15日 (令和3年度改訂)

2022年6月14日 「外国人の共生社会に向けたロードマップ」 101施策

2022年6月14日 (令和4年度改訂)

中長期課題と政策・5年間

2023年6月 9日 (令和5年度改訂 217施策) + 特定技能の運用変更

2019年 外国人児童生徒の教育等の充実 3億

2020年 外国人の子供に係る対策

2021年 外国人の子供に係る対策

2022年 外国人の子供に係る対策

2023年 外国人の子供に係る対策 12億

外国人との共生社会の実現のための有識者会議2021.2~7 意見書
「共生社会のあり方及び中長期的な課題について～」を反映

「移民政策を取らない」という基本姿勢全体からすると教育関係はそう多くはないが、2019年度以前と比べると飛躍的に予算がつくようになった

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

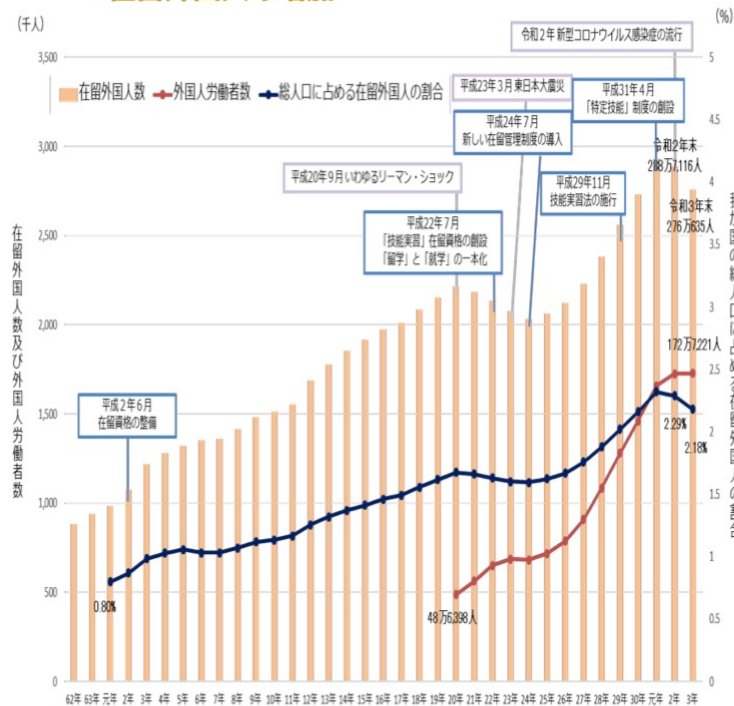
外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374707.pdf>

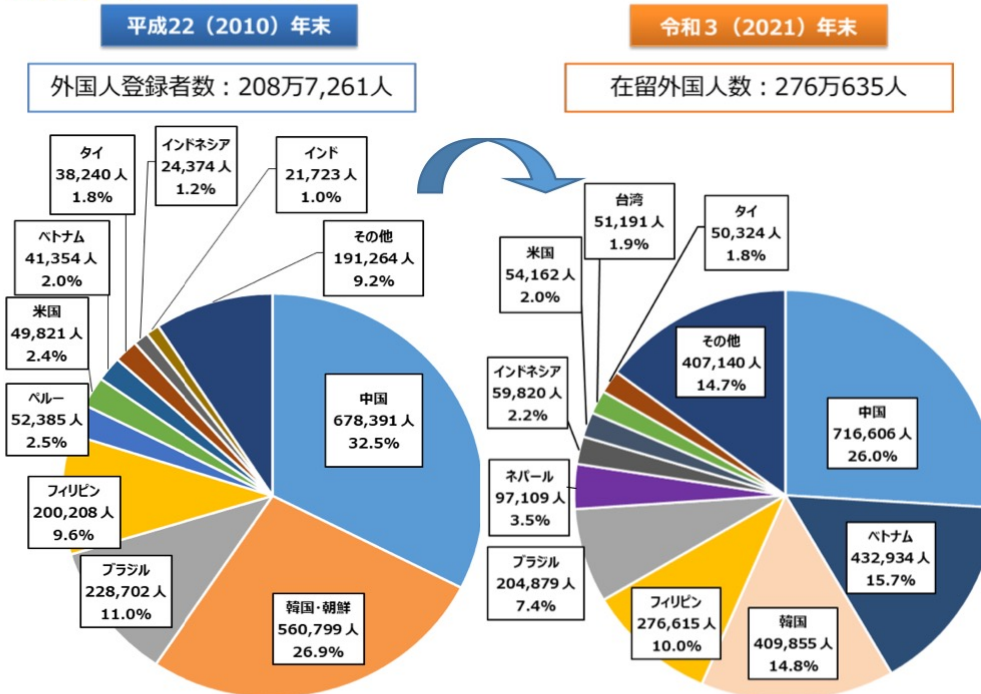
1 基本的な考え方

外国人の在留状況

◎ 在留外国人の増加



◎ 出身国籍・地域の多様化



共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」 (H18.12.25)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018 (骨太の方針)」 (H30.6.15)
- 「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置 (H30.7.24)
- 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」 (H30.12.25、以後3回改訂)

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度版）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374707.pdf>

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
- 留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

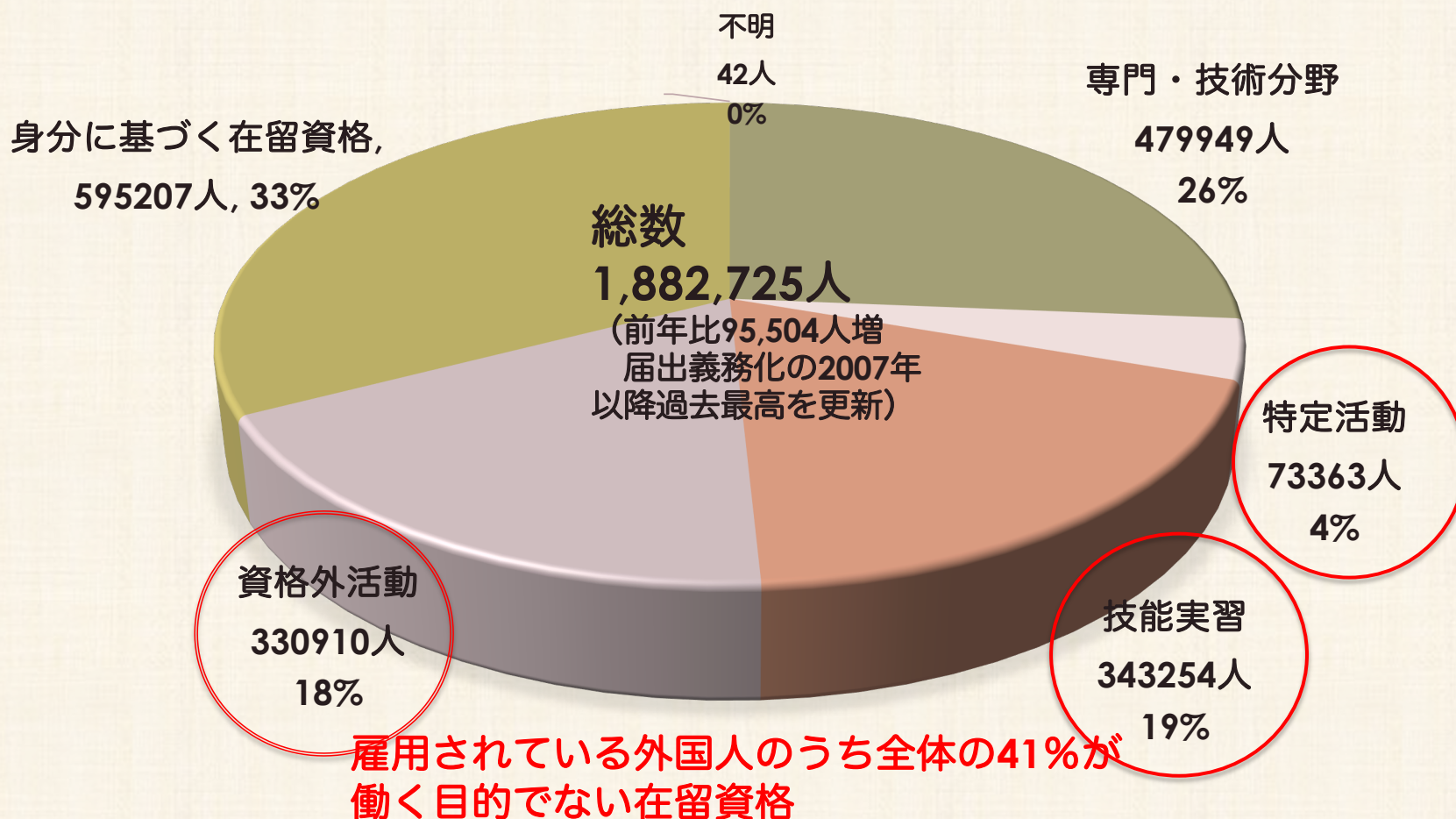
- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務省】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務省】《86》

※施策番号が赤字のものは、令和5年度一部変更に伴う新規施策

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374707.pdf>

在留資格別外国人労働者の割合

厚生労働省「外国人雇用状況」届出状況2022年10月末 より編纂



製造業 (28.0%) 卸売業・小売業 (13.5%)

宿泊業、飲食サービス業 (11.8%) 建設業 (6.4%)

で全体の6割を占める

他に分類できないサービス業 (ビルメンテナンス、労働者派遣業、自動車整備など16.1%)

医療福祉 (2.5%)

を含めると全体の8割になる

教育、学習支援業 (4.2% G7/G8) と情報通信業 (4.1% 韓国、G7/G8)

などいわゆるホワイトカラーの仕事は全体の1割に満たない

2割弱は派遣・請負で、特にブラジル、ペルーに占める割合が高い
(ブラジル全体の52.6%ペルー全体の40.2%が派遣・請負)

○齋藤法務大臣 それでは、議題2である「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」に関し、私から説明します。特定技能制度は、深刻化する人手不足への対応として、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限定し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる制度で、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を持つ「特定技能1号」と、熟練した技能を持つ「特定技能2号」があります。

そして、このたび特定技能2号の対象分野を追加したいと考えており、具体的には3ページの上段に記載のとおり、特定技能1号に係る12の特定産業分野のうち、既に対象となっている2分野及び介護分野を除く9分野と、造船・船用工業分野のうち「溶接区分」以外の5業務区分について新たに特定技能2号の対象としたいと考えております。特定技能2号の対象分野を追加する場合には、分野別の運用方針を変更する閣議決定が必要です。その主な改正内容については3ページ下段以降を御参照ください。説明は以上です。次に、西村経済産業大臣から御発言願います。

○西村経済産業大臣 中間報告書で示された、人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度を創設すべきとの方向性を歓迎したいと思っております。我が国は、いわゆる「移民政策」ではない形で、対象となる分野に限って外国人材を受け入れていると理解しております。こうした前提の下で、人材確保と人材育成の双方が図られるよう、引き続き実りある議論をお願いしたいと考えております。その上で、足下の労働市場の喫緊の課題は人手不足であり、女性や高齢者の活躍促進、省人化・効率化の様々な努力を行った上で、なお人材を確保することが困難な業種においては、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要となります。こうした中で、特定技能2号の対象分野に素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野を追加することは重要であり、経済産業省としても、秋以降の試験開始などに向け、必要な対応を行っていきたいと考えております。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai16/gijiroku.pdf>

外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議（2023年6月9日第16回）議事録より

議題は①技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の中間報告書について②特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について③「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」についての3つ。会議の時間は7時55分～8時10分。出席者18人中9人代理出席

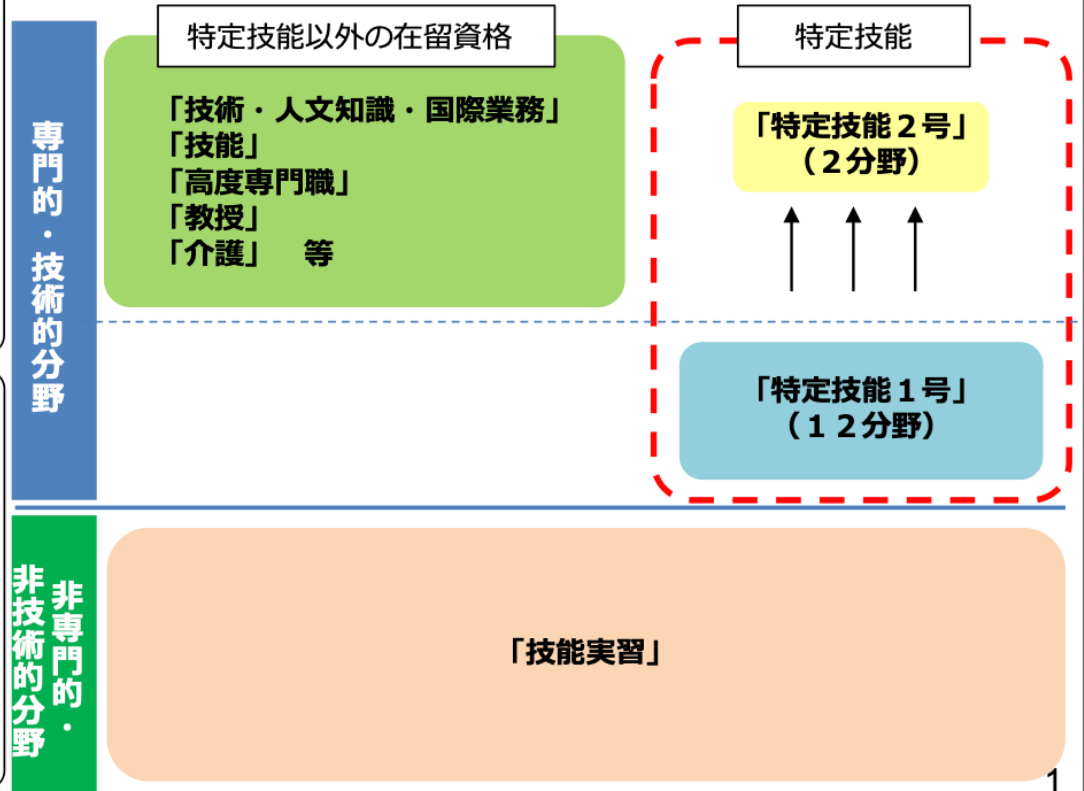
特定技能 1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
受入れ見込数	あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能 2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数	なし
家族の帯同	<u>要件を満たせば可能（配偶者、子）</u>
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



「特定技能」へ外国人労働者を移行させる →家族の呼び寄せを可能にすることによって促す

実際何か起きるか？

- 今後、3Kかつ身分（在留資格）の不安定な労働現場で働く親の元で生活する子どもたちが増えていく可能性がある
 - 移民を認めないのであれば、親世代の「外国人材」はいつでも帰国可能な状況におかれる可能性がある
- ▶ 日本社会の中でこうした子どもの中長期ビジョンをどう持つことができるか

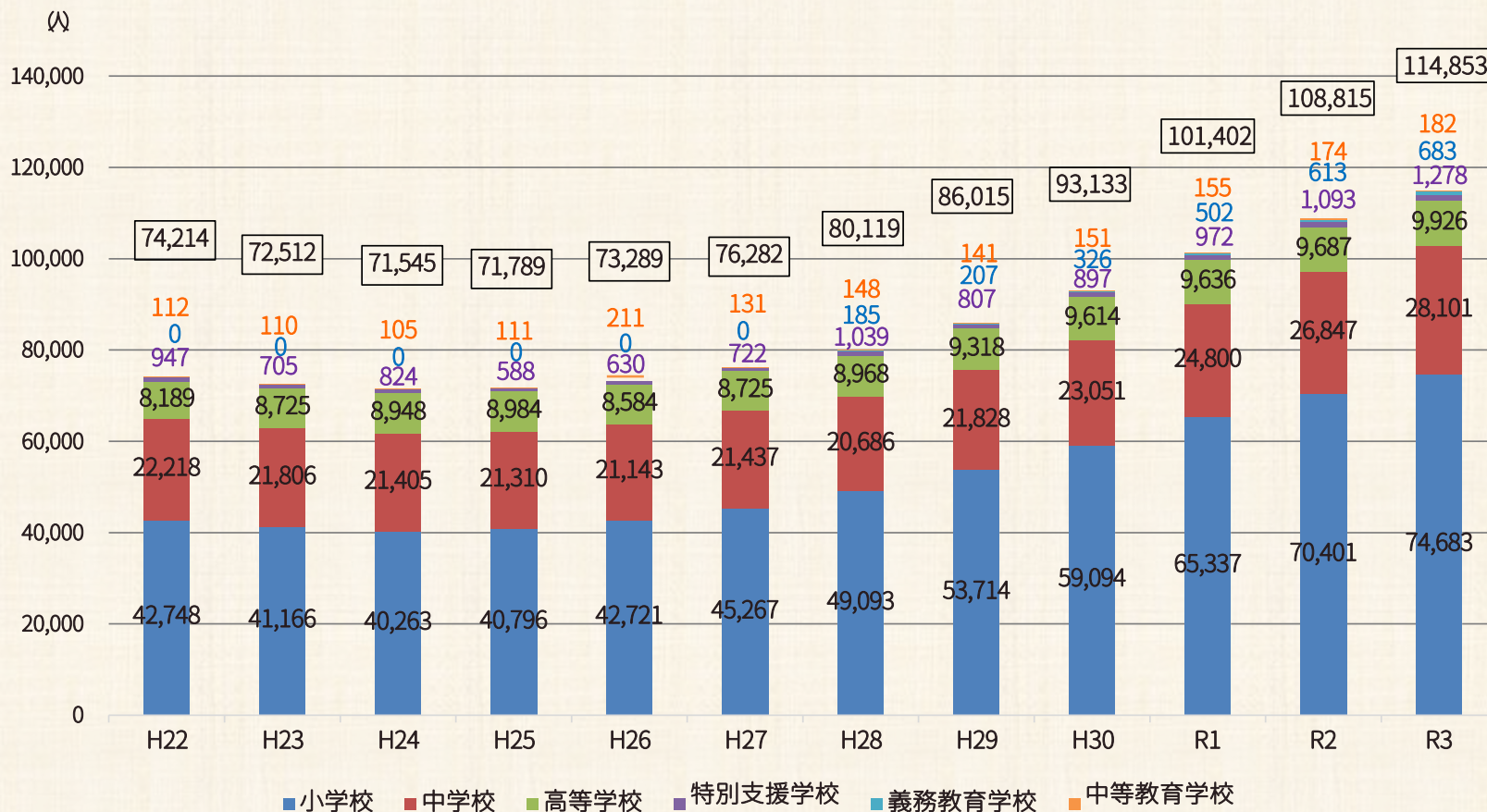
②外国人の子どもの統計から

全国

神奈川

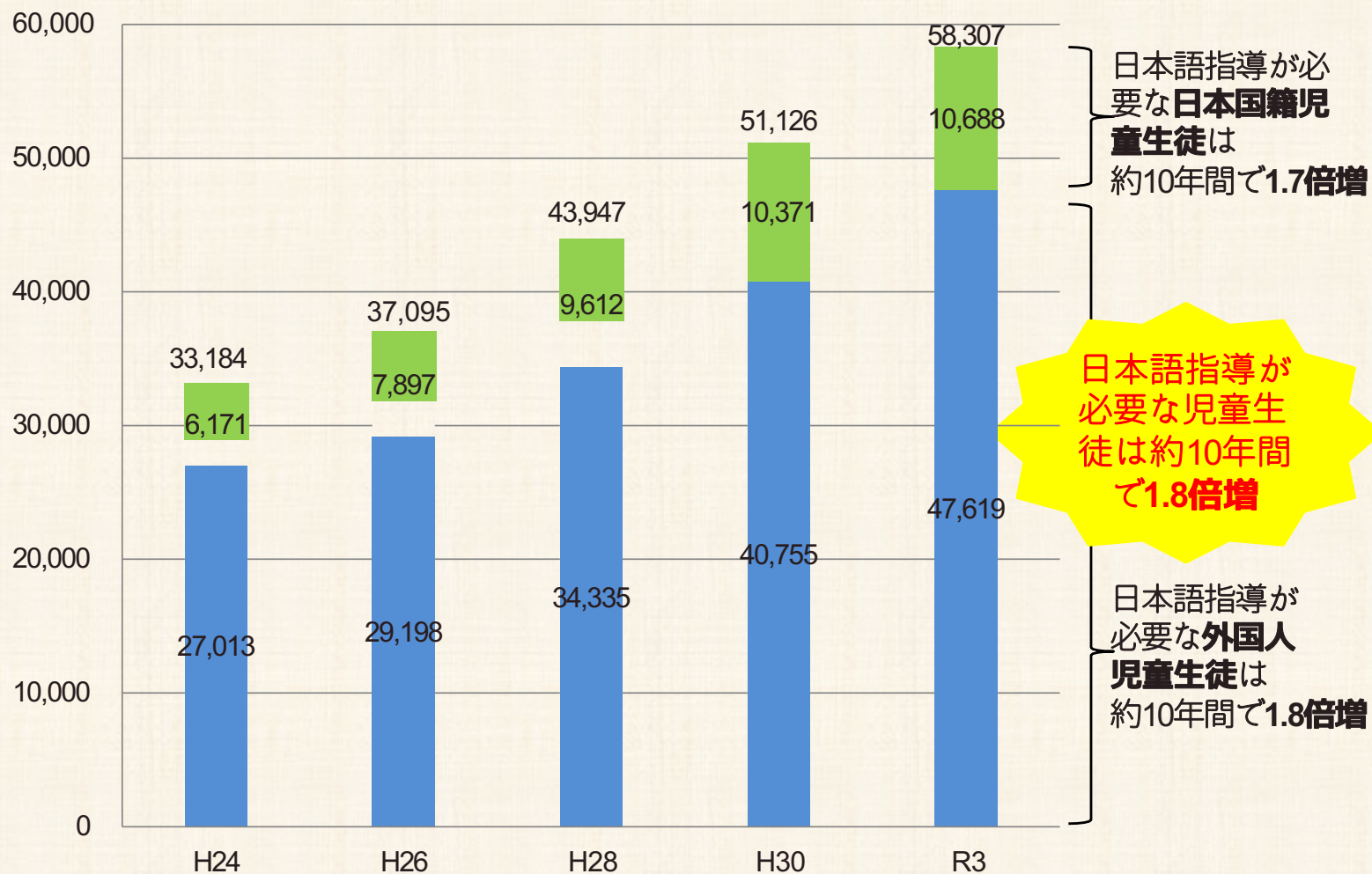
公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移

公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、12年間で約4万人増加し、11万人を超えている。



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(注) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



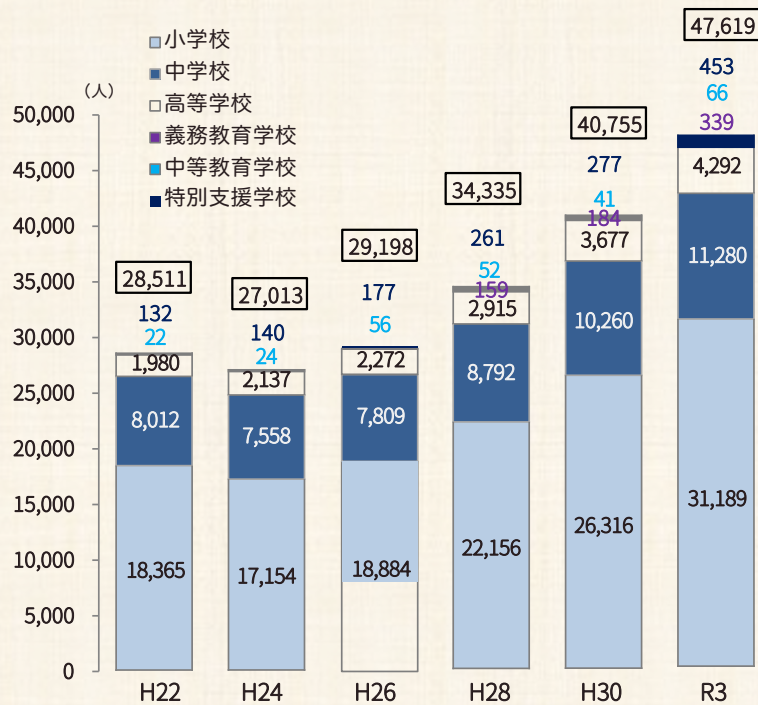
(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

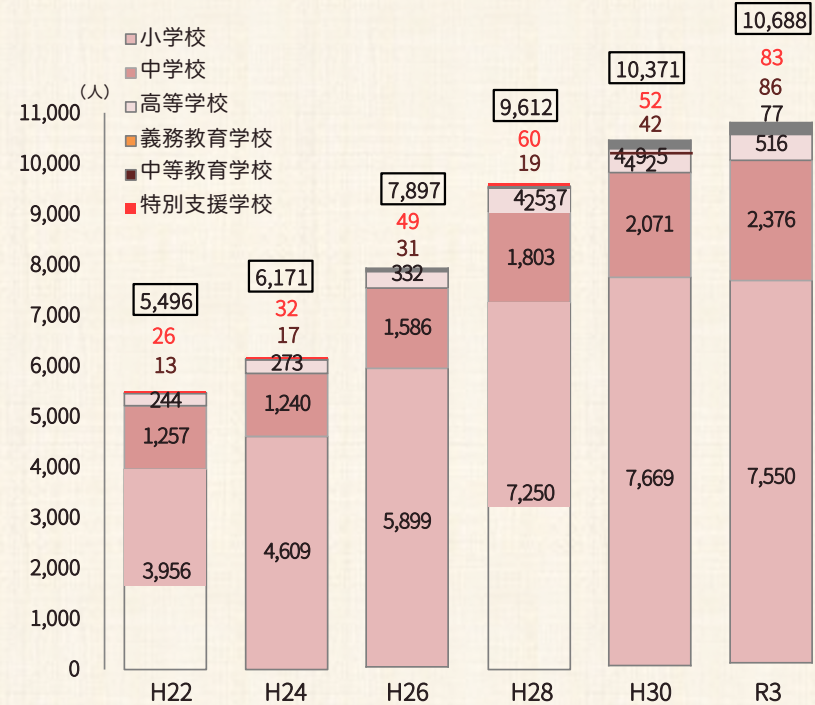
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者^(※)で**47,619人 (16.8%増)**であり、前回調査より6,864人増加し、日本国籍の者は**10,688人 (3.1%増)**であり、前回調査より317人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は114,853人(23.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**41.5%**となっている。

■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

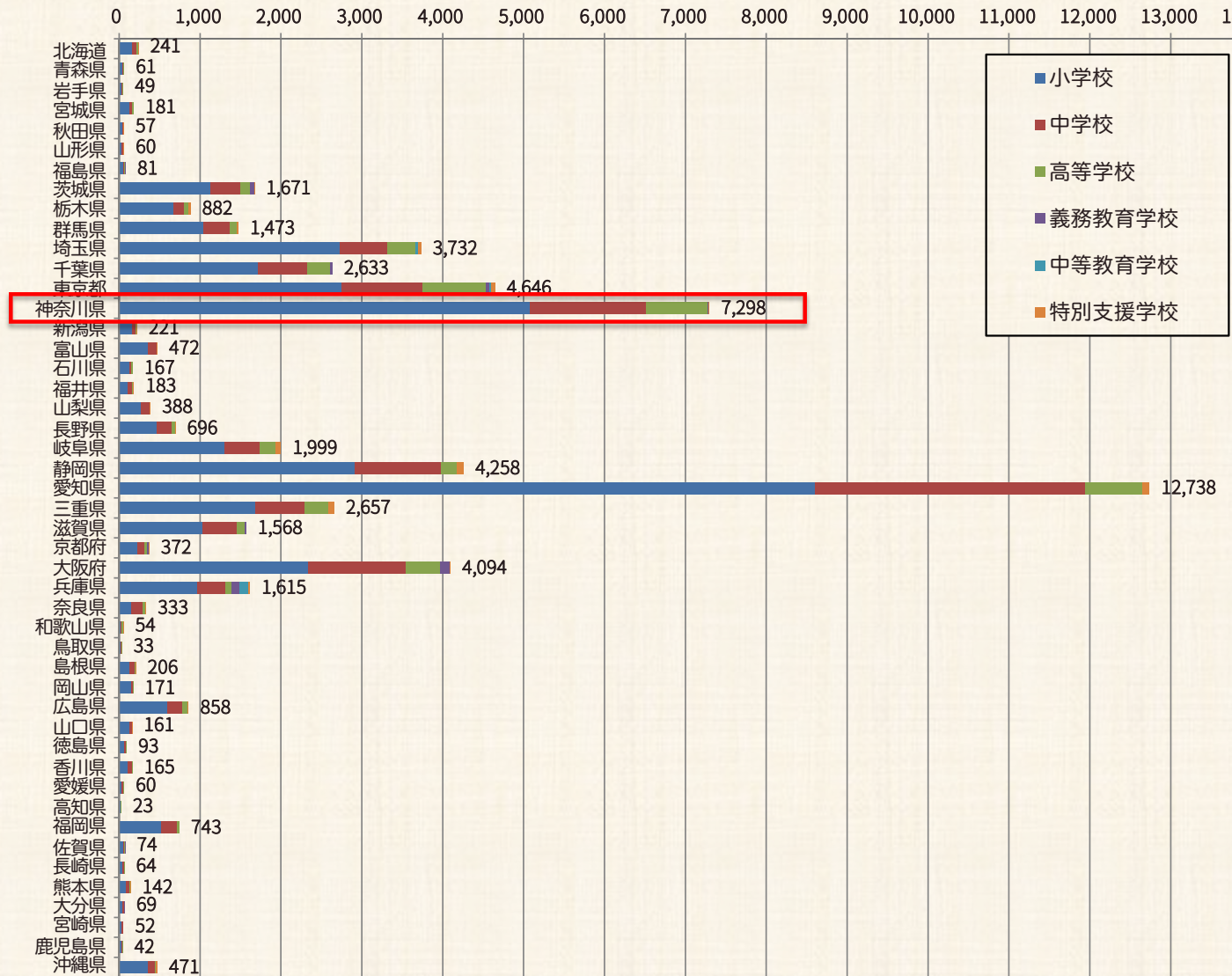


■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別） ※日本国籍・外国籍合計

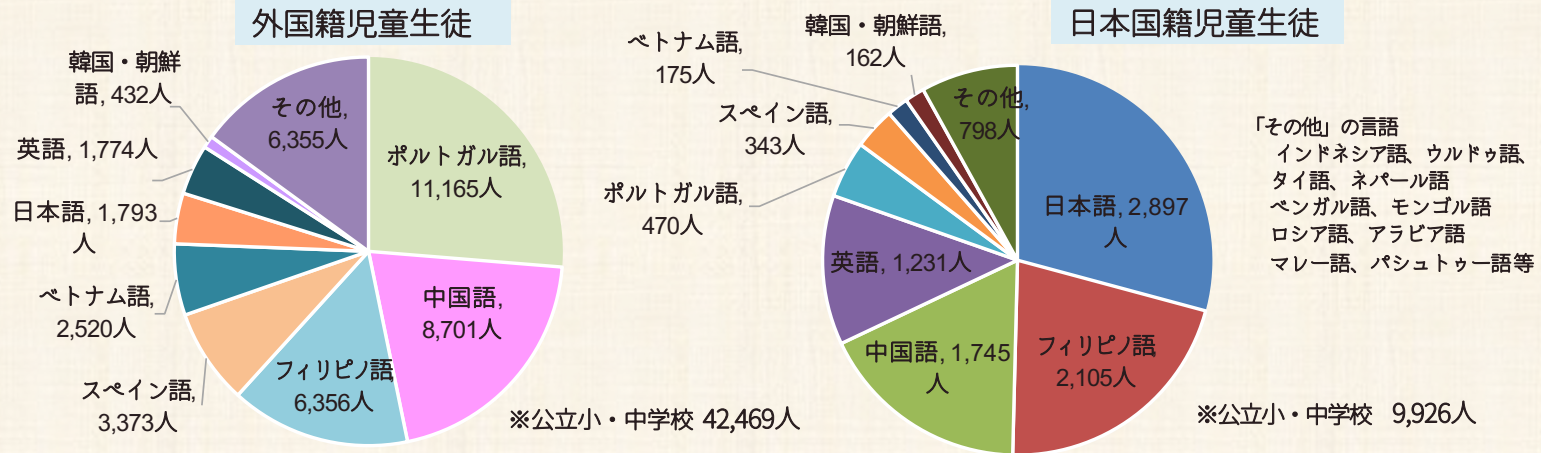
（児童・生徒数：人）



帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

(令和3年度)

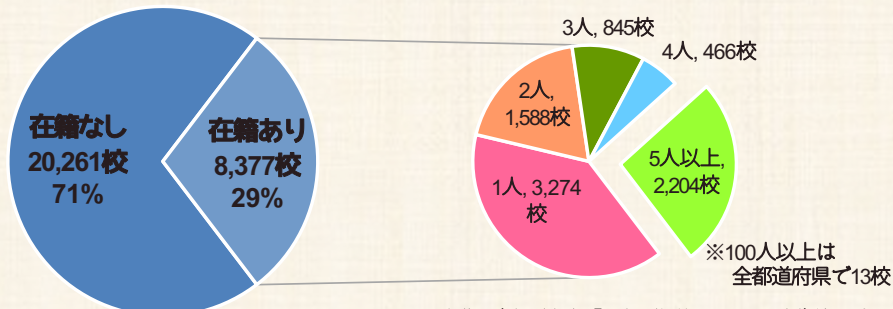


② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

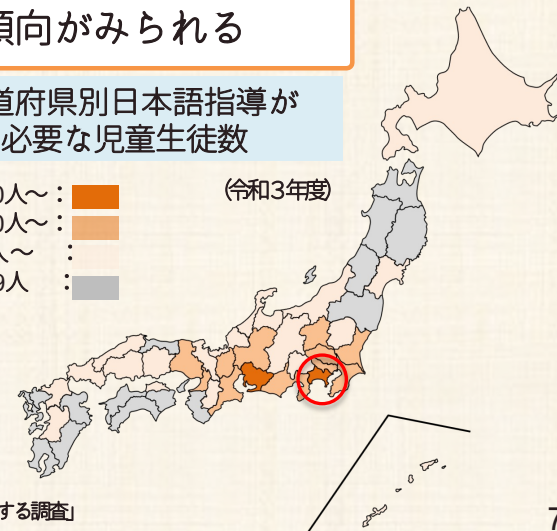
(公立小・中学校 28,638校)

(平成30年度)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

(令和3年度)

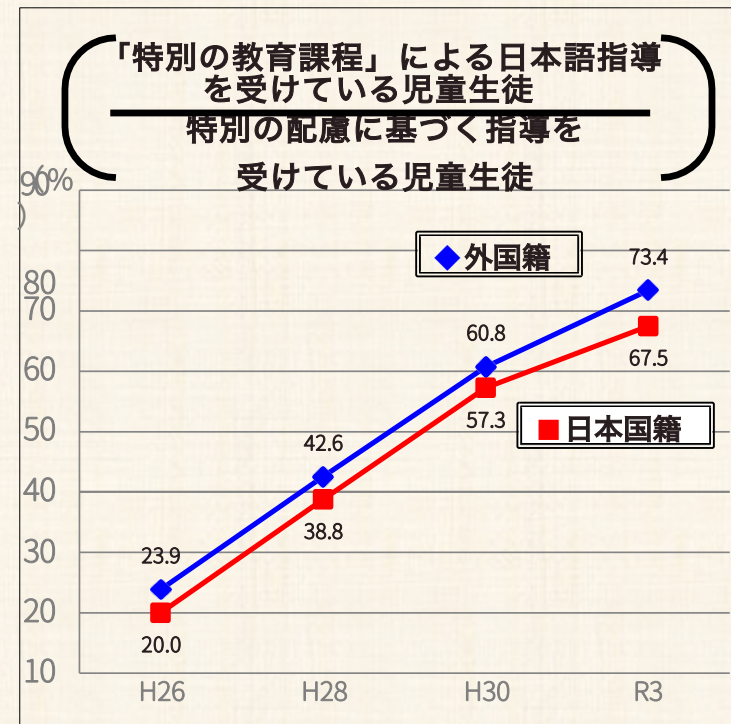
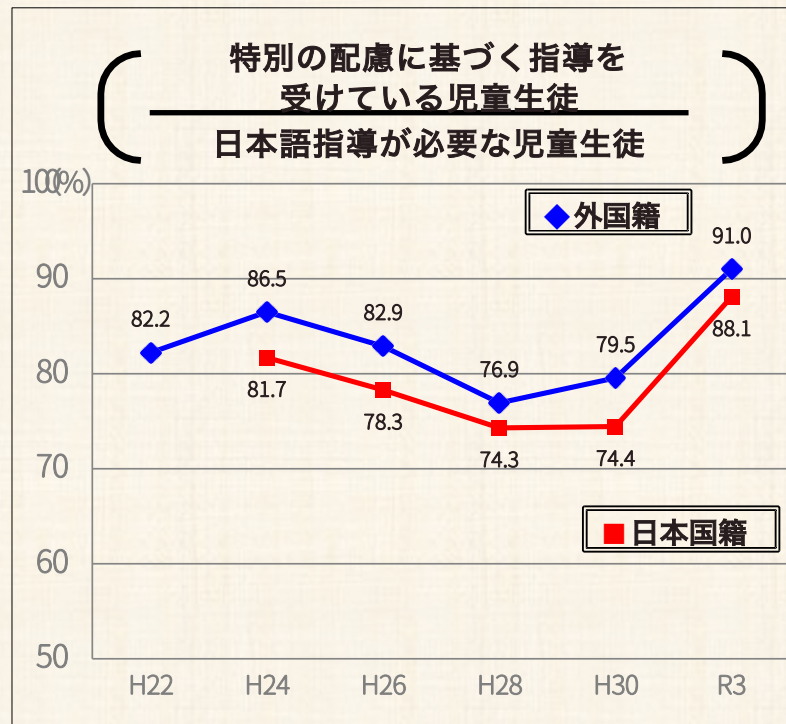


帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において特別の配慮に基づく指導を受けている割合は、外国籍の者で**91.0% (11.5%増)**、日本国籍の者で**88.1% (13.7%増)**となっている。

このうち、小中学校において一人一人の日本語の能力に応じた個別指導を行う「特別の教育課程」(*)を編成した日本語指導を受けている割合は、それぞれ**73.4% (12.6%増)**、**67.5% (10.2%増)**となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。

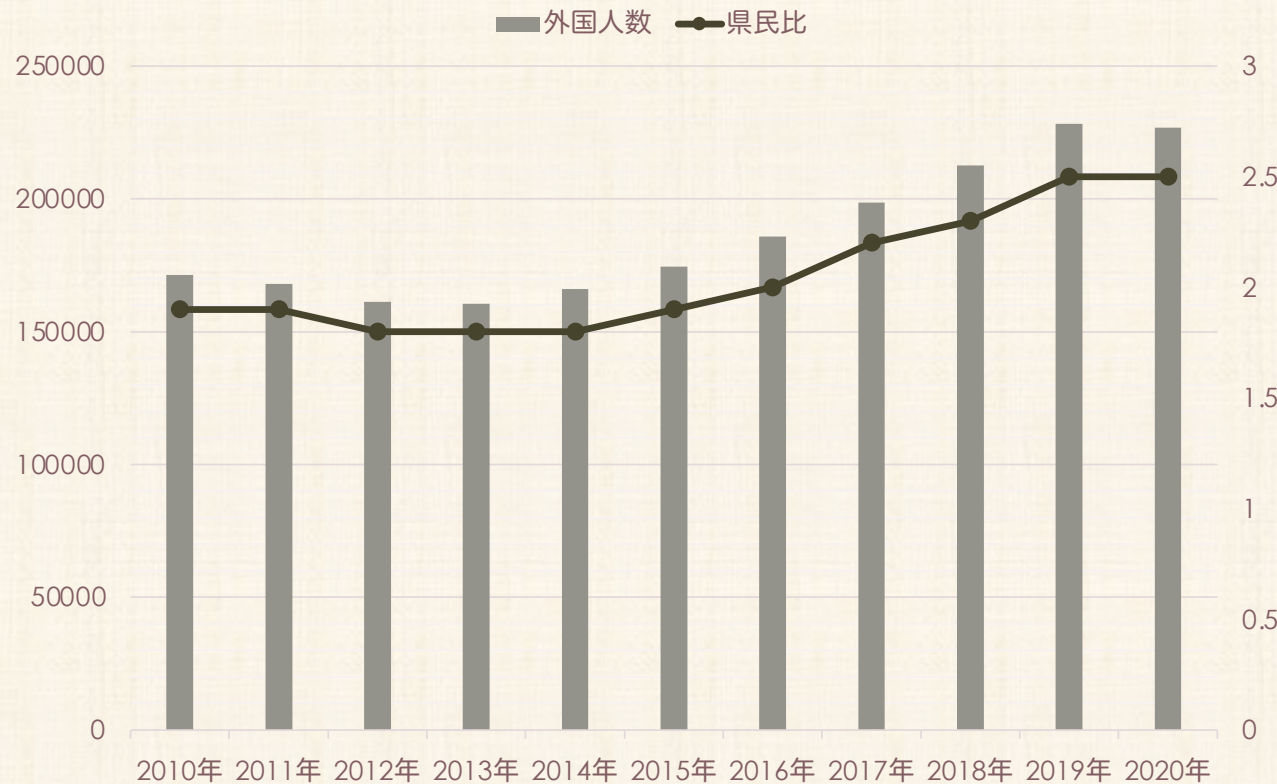


出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

神奈川の現状

https://www.hitachi-zaidan.org/topics/data/089/topics089_03.pdf

日立財団●多文化共生社会の構築フォーラム2021 神奈川県教育委員会教育長 桐谷次郎 提供試料より



2020年度

外国人数： 226,766人 (1.3倍)
国・地域数： 172
県民比率： 2.5%
上位3カ国：
中国⇒韓国⇒ベトナム

2000年度

外国人数： 171,439人
国・地域数： 164
県民比率： 1.9%
上位3カ国：
中国⇒韓国・朝鮮⇒フィリピン

※ 2005年度以前は「韓国・朝鮮」として一括集計

令和4年度神奈川県公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査

令和4年度 神奈川県公立学校外国籍児童・生徒数（国籍別）

国籍	小学校	中学校	合計	国籍	小学校	中学校	合計
アフガニスタン	5	2	7	アイルランド	1	0	1
イラン	8	3	11	アゼルバイジャン	2	0	2
インド	87	18	105	イタリヤ	3	3	6
インドネシア	56	14	70	ウクライナ	8	2	10
韓国・朝鮮	302	138	440	ウズベキスタン	23	4	27
カンボジア	141	60	201	英国	3	2	5
シリア	5	1	6	エストニア	0	1	1
シンガポール	7	0	7	カザフスタン	1	1	2
スリランカ	234	67	301	スイス	2	0	2
タイ	71	35	106	スウェーデン	3	0	3
中国・台湾	3,286	916	4,202	スペイン	4	2	6
トルコ	2	2	4	ドイツ	3	0	3
ネパール	117	56	173	フィンランド	1	0	1
バキスタン	91	38	129	フランス	7	1	8
バングラデシュ	104	20	124	ブルガリア	1	0	1
フィリピン	831	444	1,275	ベラルーシ	4	0	4
ベトナム	772	286	1,058	ベルギー	1	0	1
マレーシア	44	9	53	ボスニアヘルツェゴビナ	1	0	1
ミャンマー	21	4	25	ポーランド	0	2	2
モンゴル	56	12	68	モルドバ	0	2	2
ヨルダン	1	0	1	ルーマニア	5	0	5
ロシア	73	38	111	ロシア	34	15	49
アジア計	6,314	2,163	8,477	ヨーロッパ計	107	35	142
アルゼンチン	23	11	34	オーストラリア	8	2	10
エクアドル	2	0	2	ニュージーランド	4	0	4
エルサルバドル	1	1	2	フィジー	2	0	2
コスタリカ	1	0	1	オセアニア計	14	2	16
コロンビア	10	3	13	アンゴラ	0	1	1
ジャマイカ	1	1	2	エジプト	11	5	16
チリ	0	1	1	ガーナ	19	4	23
ドミニカ共和国	4	7	11	カメルーン	1	0	1
パラグアイ	12	7	19	ケニア	3	2	5
ブラジル	385	193	578	コートジボワール	7	0	7
ベネズエラ	1	1	2	コンゴ	5	2	7
ペルー	315	179	494	ザンビア	2	1	3
ボリビア	62	31	93	ジンバブエ	2	1	3
メキシコ	5	1	6	スーダン	4	0	4
中南米計	822	436	1,258	セネガル	9	1	10
米国	132	37	169	タンザニア	5	2	7
カナダ	12	2	14	チュニジア	1	0	1
北米計	144	39	183	トーゴ	1	1	2
				ナイジェリア	13	4	17
				パナマ	3	0	3
				マリ	1	1	2
				モロッコ	2	1	3
				アフリカ計	89	26	115
				その他	1	0	1
				フィリピン・バプアニューギニア	1	0	1
				無国籍	2	1	3
				不明	7	2	9
				合計	7,500	2,704	10,204
				国数	77カ国	60カ国	82カ国

※5月1日現在

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12561/r4jidouseitokokuseki.pdf>

令和4年度神奈川県公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査

令和4年度 神奈川県公立学校外国籍児童・生徒数（市町村別）

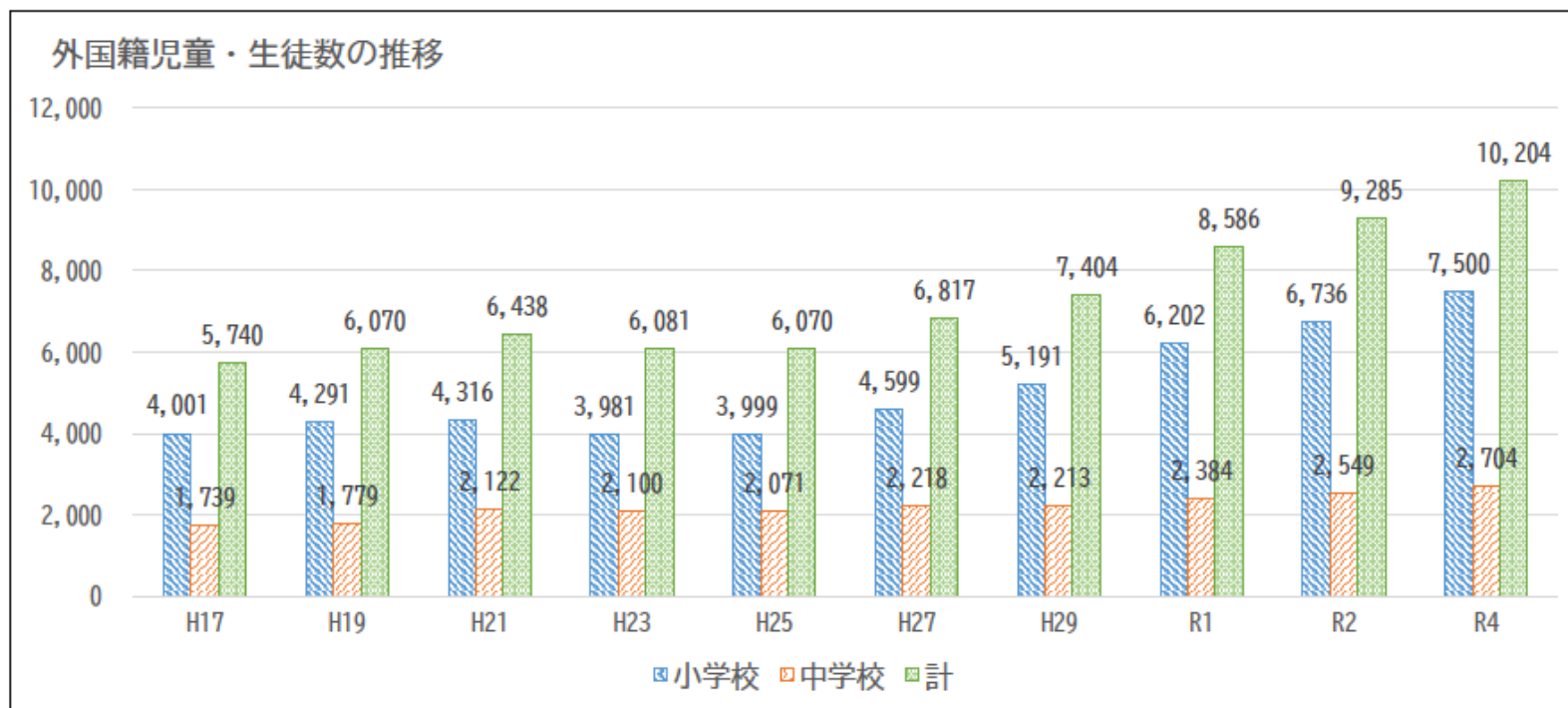
地区名	市町村	小学校	中学校	合計	地区名	市町村	小学校	中学校	合計
横浜	横浜市	3,318	1,147	4,465	中	平塚市	213	98	311
	川崎	川崎市	1,288	351		1,639	秦野市	149	78
相模原	相模原市	533	200	733		伊勢原市	112	37	149
横須賀	横須賀市	148	44	192		大磯町	3	2	5
	鎌倉市	鎌倉市	10	10		20	二宮町	6	2
藤沢市		217	90	307		小計	483	217	700
茅ヶ崎市		32	10	42	湘南三浦	南足柄市	16	4	20
逗子市	10	3	13	中井町		19	12	31	
三浦市	0	0	0	大井町		4	0	4	
葉山町	4	0	4	松田町		0	1	1	
寒川町	39	9	48	山北町		0	0	0	
小計	312	122	434	開成町		5	0	5	
県西	厚木市	357	159	516	小田原市	50	28	78	
	大和市	277	124	401	箱根町	2	0	2	
	海老名市	106	37	143	真鶴町	0	1	1	
	座間市	161	58	219	湯河原町	11	6	17	
	綾瀬市	242	111	353	小計	107	52	159	
	愛川町	165	82	247	県央	清川村	3	0	3
	小計	1,311	571	1,882		小計	7,500	2,704	10,204
	県合計	7,500	2,704	10,204					

※5月1日現在

神奈川県公立学校 外国籍児童・生徒数の推移

	H17	H19	H21	H23	H25	H27	H29	R1	R2	R4
小学校	4,001	4,291	4,316	3,981	3,999	4,599	5,191	6,202	6,736	7,500
中学校	1,739	1,779	2,122	2,100	2,071	2,218	2,213	2,384	2,549	2,704
計	5,740	6,070	6,438	6,081	6,070	6,817	7,404	8,586	9,285	10,204

2005 2007 2009 2011 2013 2015 2017 2019 2020 2022



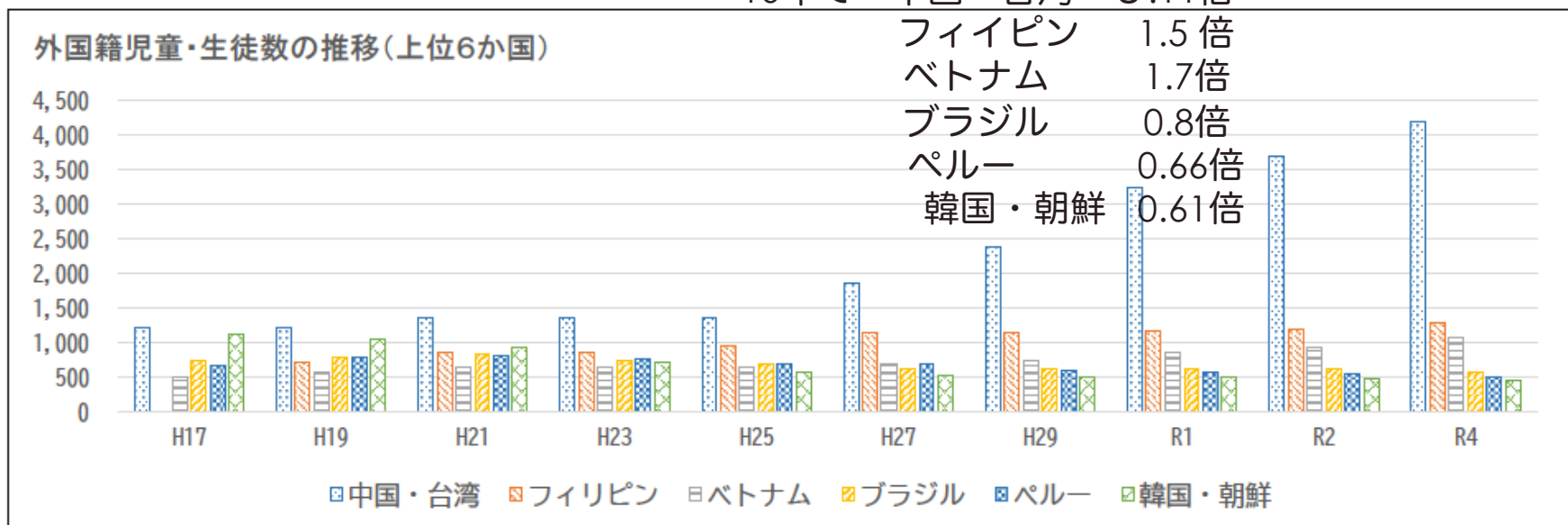
10年で1.7倍
小1.9倍
中1.3倍

神奈川県公立学校 国籍別外国籍児童生徒数の推移(上位6か国)

	H17	H19	H21	H23	H25	H27	H29	R1	R2	R4
中国・台湾	1,201	1,205	1,348	1,348	1,358	1,857	2,382	3,247	3,690	4,202
フィリピン	-	711	845	857	945	1,126	1,131	1,160	1,195	1,275
ベトナム	488	570	645	627	643	676	722	860	916	1,058
ブラジル	733	780	836	742	686	613	623	624	621	578
ペルー	660	786	807	749	692	695	600	571	547	494
韓国・朝鮮	1,122	1,046	922	714	562	519	498	483	476	440

2005 2007 2009 2011 2013 2015 2017 2019 2020 2022 _

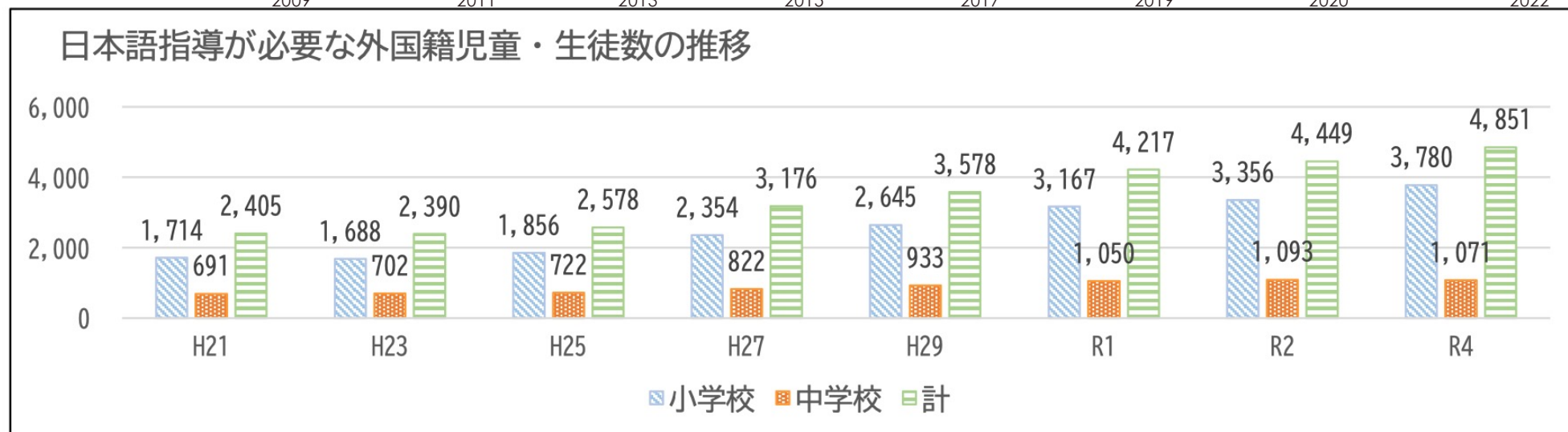
10年で 中国・台湾 3.11倍



10年で1.7倍
小2.2倍
中1.5倍

神奈川県公立学校 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒数の推移

	H21	H23	H25	H27	H29	R1	R2	R4
小学校	1,714	1,688	1,856	2,354	2,645	3,167	3,356	3,780
中学校	691	702	722	822	933	1,050	1,093	1,071
計	2,405	2,390	2,578	3,176	3,578	4,217	4,449	4,851
	2009	2011	2013	2015	2017	2019	2020	2022



③外国人の子どもへの 地域社会での対応

子どもの背景

社会的脆弱な立場におかれている保護者
とくに母親 異国での妊娠・出産・子育て
“越境喪失者” メンタルヘルスハイリスク要因

実際は「保護下」にない子どもが多い

* 外国人の包括的な受け入れ体制ができていないため、
こぼれおちる課題を地域が拾う

妊娠
出産
育児

幼稚園
保育園

未就園

小学校・中学校

不就学

不登校

ドロップアウト

夜間中学校

形式卒業

中退

高校

大学
専門学校
就職

教育行政・福祉行政の限界

十分なサービス受給ができない
権利の主体としての意識がない


申し出制

ことば・制度・文化の壁

過酷な労働環境

不安定な在留資格

これらが「自己責任」としてみられてしまう



問題の
潜在化

受け入れ・支援の地域間格差

学校教育における

プレスクール、日本語学級や国際学級

母語支援、取り出し授業や入り込み

日本語や日本での生活について学べる教室

行政サービスの多言語翻訳、通訳サポートなど

集住地域と散在地域→後者はボランティア頼みに

地域での取り組み事例

豊中市の国際交流協会における 子ども関連事業



人口 40万人
外国人 7千人弱
(公財) とよなか国際交流協会

1993年設立 (設立30周年)

外国人のライフステージに沿った多様な支援

- | | |
|------|---|
| 乳幼児 | ・ 多文化子ども保育「にこにこ」
・ おやこでにほんご |
| こども | ・ こども母語(4言語)
・ 学習支援「サンプルイス」
・ 韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい |
| わかもの | ・ 若者支援事業 |
| | ・ 留学生・ホストファミリー事業 |
| おとな | ・ 多言語での相談サービス(11言語)
・ 日本語交流活動
・ おやこでにほんご |
| 高齢者 | ・ 多言語での相談サービス
・ Filipino Young at Heart's Club
(フィリピン人の中高年支援事業) |

約30の事業
・ ボランティア
約400人
・ 自治体のさまざまなセクションとの連携

外国人の子どもに対する地域対応の役割

- 安心で安全な“居場所”
 - ：子どもの主体（自分で決めること）が大切にされる
 - ：困った時に助けを求めることができる場
- ルーツをもつ仲間と出会やつながり
 - ：ピアやロールモデルが意識される
- 外国人であることが地域で最大限尊重される
 - ：ことばや文化 自分たちのたどってきたルートを大切にする

地域で行政のできることは？

- どの組織でも“子ども”は扱われている
特別外国につながる子ども対応としてでなくともできることがある？ない？
- あるいは外国につながる子どもと関連する団体やボランティア組織との関係の中でなにかできることがある？ない？
- 「将来の地域の担い手」としての子どもへの視点はある？ない？

グループで現状や課題、取り組み事例を話してみましよう！